

表1 国保税の概況

		平成6年度	7年度	8年度	9年度	
加入数	世帯数	2,541世帯	2,565	2,689	2,853	
	人数	6,290人	6,219	6,331	6,532	
	限度額超過世帯※1	241世帯	202	209	237	
軽減数	7割※2	世帯	394世帯(15.5%)	395(15.4)	500(18.6)	529(18.5)
		人数	639人(10.2%)	610(9.8)	884(14.0)	834(12.8)
	5割※2	世帯	120世帯(4.7%)	104(4.1)	166(6.2)	142(5.0)
		人数	411人(6.5%)	341(5.5)	593(9.4)	491(7.5)
	2割	世帯	—	184世帯(7.2%)	175(6.5)	194(6.8)
		人数	—	472人(7.6%)	446(7.0)	515(7.9)
	合計	世帯	514世帯(20.2%)	683(26.7)	841(31.3)	865(30.3)
		人数	1,050人(16.7%)	1,432(22.9)	1,923(30.4)	1,840(28.2)
	調定額※3		455,501千円	473,067	458,169	516,674
	算出方法	所得割	9.3%	7.4	7.5	7.9
均等割		20,000円	27,000	28,000	29,000	
平等割		16,000円	22,000	23,000	26,000	

注) ※1 限度額超過世帯とは、国保税の最高額、平成6年度50万円、7・8年度52万円、9年度53万円に達した世帯。  
 ※2 7割・5割軽減については、平成7年度以前はそれぞれ6割・4割。  
 ※3 調定額とは、課税する総額です。

## 所得により国保税を計算

国民健康保険(以下国保)に加入すると、国民健康保険税(以下国保税)を支払っていただきます。この税が、どういうふうに決まるのか説明します。算出方法は市町村によって異なります。

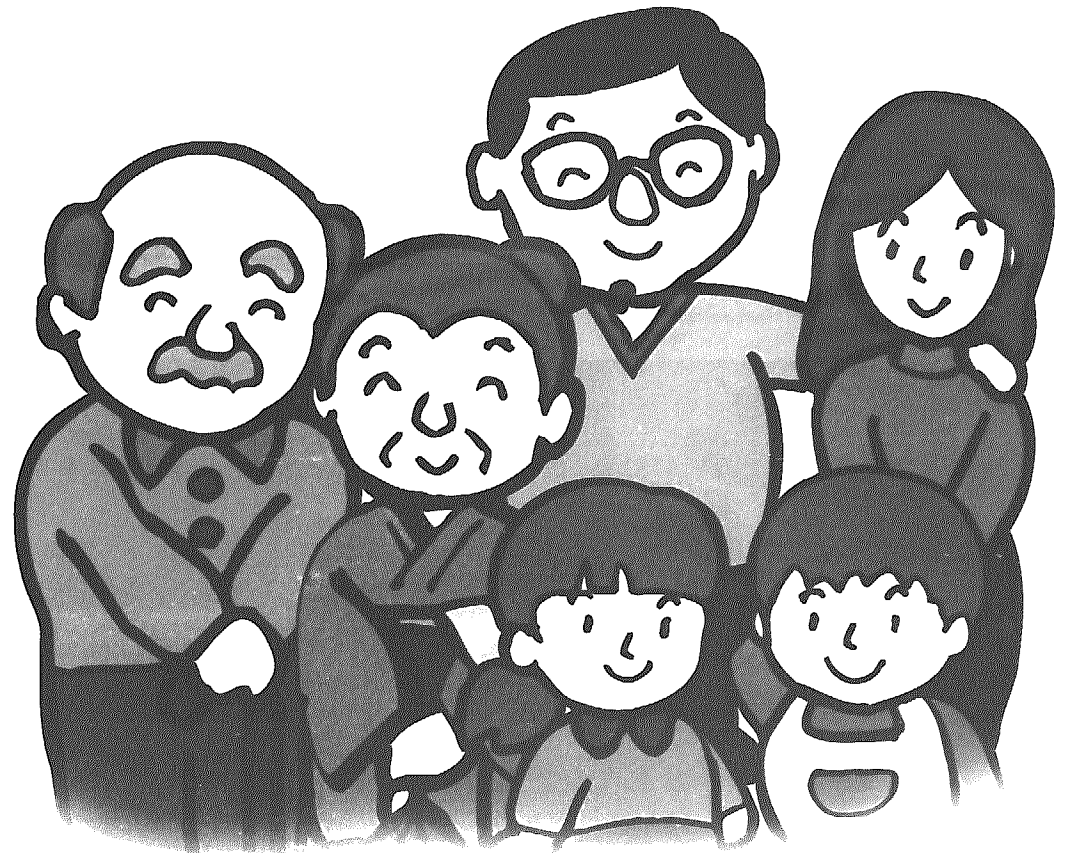
黒埼町では、均等割、平等割、所得割の三方法によって行います。平成9年度は次のとおりです。

均等割は、加入者一人にかかります。一人加入すれば、2万9000円です。

平等割は、世帯にかかります。一世帯2万6000円です。

所得割は、国保に加入している人の前年の所得から基礎控除を引いた金額に7・9%をかけて算出します。基礎控除は、サラリーマンのような給与所得を主な所得とする人は35万円、それ以外の農業や自営業などは33万円、65歳以上の年金を主な所得にする人は50万円です。

例えば、自営や農家の人で4000円



# 知っておきたい 国民健康保険

問い合わせ 保健衛生課・税務課 ☎377-3101

国民健康保険についてはご承知の方も多いかと思いますが、黒埼町では2,853世帯6,532人が加入しています。加入されている方が納められる国民健康保険税が大きな財源になっています。この国保税について説明しましょう。

## 必ず健康保険に加入する

皆さんは「国民皆保険」という言葉をご存知でしょうか。日本に住んでいる人は、何かの医療保険に入っていて、もし自分が病気やケガをしたとき、相互扶助の精神で、少ない自己負担で医療を受けられるようになっていきました。会社員や公務員は、職場の社会保険な

どに入ります。国民健康保険に入る人は、農家や自営業者など職場に保険がない人と、その扶養家族です。だれもが、必ず何かの保険に入らなければなりませんので、もし、何らかの保険にも入っていない人がいましたら、役場へご連絡ください。

円の所得の人は、400万円から33万円を引いた367万円に7・9%をかけた28万9930円が所得割の税額になります。この人の扶養家族が奥さんと子供1人の2人なら、均等割が3人分で8万7000円になります。世帯割は一世帯2万6000円です。合計は、28万9930円と8万7000円と2万6000円を足した額40万2900円(百円未満切り捨て)が、一年間の保険税になります(5ページにも計算例があります)。

この一年間の保険税を、10期に分けて払います。5、7、8、9、10、11、12、1、2、3の各月です。年の途中で脱退したり、加入したり、扶養家族が減ったりしたら、そのつど再計算します。また、国保の最高税額は53万円、いくら所得があっても、53万円です。なお、所得割、均等割、平等割は毎年同じでなく、改定されます。平成9年度は、8年度より、均等割を1000円、平等割を3000円、所得割を0・4%上げさせていただきました。

## 三割の世帯の国保税を軽減

国保税は毎年上がっている、と感じているかたもいるかと思いますが、たしかに、国保税の概況(表1)を見ますと、均等割、平等割は上がっているのですが、所得割は平成元年度以降、7年度までずっと下がっています。所得が増えなくても、急に国保税が上がらないようにしています。

さらに、所得の少ない世帯の負担を軽くするために、軽減措置があります。国保に加入している人と世帯主の合計所得(世帯主が社会保険で国保に加入していない場合も合わせて計算されます)が、一定額以下であれば所得に応じて、均等割と平等割を、7割、5割、2割の三段階に軽減します。7割軽減なら、均等割は2万9000円から8700円に、平等割は2万6000円

表2 軽減判定所得表

加入者	7割軽減が認められる総所得金額	5割軽減が認められる総所得金額	2割軽減が認められる総所得金額
1人	330,000円	(適用なし)	670,000円
2人		570,000円	1,010,000
3人		810,000	1,350,000
4人		1,050,000	1,690,000
5人		1,290,000	2,030,000
6人		1,530,000	2,370,000
7人		1,770,000	2,710,000
8人		2,010,000	3,050,000
9人		2,250,000	3,390,000
10人		2,490,000	3,730,000

※ 総所得は、世帯主と国保加入者の合計の所得です。世帯主が国保に加入していない場合も合計します。所得は収入ではありません。給与や年金によって異なります。所得は税務課でわかります。